

# 処 分 基 準

B－e－30

令和7年3月24日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項
処 分 の 概 要： 運転免許取得者等検査の認定の取消し
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）
処 分 基 準： 愛知県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条第1号 愛知県警察本部運転免許課検査実施係 電話(052)951-1611 内線781-259</li><li>・ 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条第2号 愛知県警察本部運転免許課講習実施係 電話(052)951-1611 内線781-260</li></ul>
備 考：